

平成19年2月1日

施行

改正 平成19年9月1日
改正 平成21年10月1日
改正 平成23年11月1日
改正 平成25年4月1日
改正 平成25年8月26日
改正 平成27年4月1日
改正 平成29年4月1日
改正 平成31年4月1日
改正 令和3年4月1日
改正 令和4年10月1日
改正 令和7年4月1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、八王子市海外友好交流事業補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 市民等が交流を目的として、市と友好交流協定を結んでいる海外都市(以下「海外友好交流都市」という。)を訪問する経費若しくは本市への海外友好交流都市からの訪問団を受け入れる際の経費の一部又は海外友好交流都市と合同で参加する特定の事業に係る経費を市が補助することにより、海外友好交流都市との市民交流の促進を図ることを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に定める事業又は、市長が別に定める事業とする。

2 前項の規定にかかわらず次の事業については、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動及び宗教活動に関する事業

(補助金の対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、別表に定めるところとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。ただし、当該事業のための補助金等がある場合は、その額を除く。

(補助金対象経費)

第6条 補助金対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の申請者（以下「補助申請者」という。）は規則第6条の規定により、八王子市海外友好交流事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助申請者が団体の場合、団体規約・会則、役員名簿及び代表者の身分証明書の写し
- (2) 補助申請者が個人の場合、身分証明書の写し
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、事業開始前にあらかじめ学園都市文化課内に設置する海外交流支援デスクに協議のうえ申請するものとする。

(補助対象事業の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請を受けた場合において、規則第7条の規定により審査を行い、補助金の交付を決定したときは、八王子市海外友好交流事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときは、八王子市海外友好交流事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、速やかに当該補助申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定に基づき、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、前条の交付決定後、当該補助金の請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第10条 補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、八王子市海外友好交流事業補助金交付事業変更・中止申請書（第5号様式）により、市長に申請し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条による報告は、補助対象事業を実施し当該事業完了後1月以内に八王子市海外友好交流事業補助金交付実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 参加者名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定により実績報告の書類の提出を受けたときは、規則第 13 条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市海外友好交流事業補助金確定通知書（第 7 号様式）により当該補助決定者に通知する。

(補助金の交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定後に偽りその他不正な行為があったとき
- (2) 補助金の交付決定の内容等に違反したとき
- (3) その他、市長が不適當と認めたとき

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合 補助事業の取り消しに係る額
- (2) 第 12 条の規定により、補助金の額を確定した場合 確定額を超える額

(事務所管)

第 15 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部学園都市文化課において処理する。

(見直し)

第 16 条 本補助金は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

補助対象事業・要件、対象者、補助金の額・上限、補助対象経費

	派遣	受入	オンライン
補助対象事業	本市が訪問を依頼したもので、下欄の事業に参加するための訪問	海外友好交流都市の市民との交流で、下欄の事業での受入れ	海外友好交流都市とのオンライン交流
要件	・海外友好交流都市からの招聘（海外友好交流都市内での宿泊費、食費（個人的なものは除く）を相手都市が負担する事業）に基づき本市が派遣する事業	・本市の市民団体が主体となり実施する、文化、スポーツ、教育、観光、経済等の分野における交流事業 ※ただし、原則として市内の宿泊を伴う受入れを対象とする。	・海外友好交流都市等または本市の市民団体が主体となり実施する、文化、スポーツ、教育、観光、経済等の分野におけるオンライン交流事業
交付対象者	市内在住・在勤・在学、又は市内を活動拠点として活動している者で、かつ、本市が訪問を依頼した者	5人以上の団体で、市内在住・在勤・在学、又は市内を活動拠点として活動している者	5人以上の団体で、市内在住・在勤・在学、又は市内を活動拠点として活動している者 ※ただし、同一団体は、同一都市において、1回を限度とする。
補助金の額・上限	・最寄りの空港から海外友好交流都市までの旅費相当額 ・1団体15名を上限 ※ただし、海外友好交流都市までの移動は、最も合理的な通常の経路、方法とすること。 ※参加者一人あたり10,000円以上の自己負担額を差し引いた額とする。	・受入れ1人につき5,000円 ・1団体100,000円を上限	・1団体50,000円を上限
補助対象経費	海外友好交流都市までの旅費（飛行機、電車、バス等） ※ただし、日本国内を除く	受入に伴う経費（会場費、食糧費等）	・オンライン交流のための施設使用料の1/2相当額